

設計業務委託仕様書

- 1 委託業務名 霞台厚生施設組合 地域還元施設基本実施設計業務委託
- 2 工事場所 茨城県小美玉市
- 3 主要用途 温浴施設
- 4 構造 鉄骨造
- 5 階数 平屋建て
- 6 建築面積 1, 100㎡程度
- 7 規模 延床面積 1, 100㎡ 程度 (増減 10%以内)
- 8 施設概要

- (1) 主要建物 次表を前提に計画する。

建物は、「憩い」「うるおい」「地域交流」の3機能を意識した構成とする。

導入機能	想定規模 (㎡)	備考
温浴施設	220	入浴施設・脱衣場
レストラン	100	食堂・厨房
ショップ	50	ショップ、自販機
多目的室	220	大ホール、会議室
スタジオ	130	トレーニング・プログラム
エントランス・廊下等	200	休憩、たまり場
管理諸室	180	事務室・トイレ・機械室等
その他		上記以外の諸室
合計	1,100	

- (2) 外構計画 ・駐車場 (60 台以上収容, 身障者対応を含む), 駐輪場を設ける。
・市道玉 313 号線からの進入路(L=120.0m程度 W=7.0m程度)の計画を作成する。

9 一般事項

- (1) 基本設計の業務は、構造・階数・面積・規模について、基本計画の主旨に沿った計画として発注者の承諾を得るまでの業務とする。

同時に、進入道路及び雨水排水施設等外構工事のために必要な関係行政との開発関連協議を含む。

令和2年11月までを内工期として設定する。

○雨水排水

建設予定地内を、新広域ごみ処理施設の工事で整備された水路が通過している。

(地区外の雨水と建設予定地の東エリアの雨水を大池に排水するための水路)
この水路は新広域ごみ処理施設敷地の雨水を集水し、調整池を経て付替水路に放流している。これらを踏まえて、次のように建設予定地の雨水排水方針を設定する。

・水路の延伸

水路については整備された水路(暗渠)を境界沿いに開水路を設置し、大池まで延伸する。

・東エリアの方針

進入路に側溝を設置し、水路の柵等に接続して排水する。

・西エリアの方針

西エリアの雨水については、駐車場及び建物の周りに設置した側溝や柵で集水したのち、駐車場及び車路の地下に設置する雨水貯留施設に貯留し、流出量を調整して水路に放流する。

- (2) 実施設計業務については、基本設計の内容に基づき、本仕様書により行う。
令和3年5月の工事着工を前提とした工期を設定する。

10 設備概要

- (1) 隣接するごみ処理施設(新広域ごみ処理施設)からの余熱発電による電力を主熱源とする計画とする。
- (2) その他の主要なインフラ設備に関しては、以下の通り。

○給水

給水については、市道玉313号線から建設予定地に引き込む。

また、井戸等の設置可能性について資料等調査・検討を行う。

○汚水排水

汚水については、大池沿いの管理用通路に污水管を配管し、市道21号線内の污水幹線の大池マンホールポンプに接続する。

接続に際しては、管理者と協議のうえ必要な措置を講じた接続とする。

○電気

電気については、新広域ごみ処理施設による余熱発電の活用を視野に、新広域ごみ処理施設の事業調整を図る。

なお、新広域ごみ処理施設の発電が休止した場合の電力確保の方策も併せて検討する。

○ガス

レストラン等の厨房では、ガスの使用が可能なようにLPガスのための施設の整備を検討する。

11 設計業務の方針

- (1) 工事の実施に必要な詳細な設計図書、工事費内訳説明書及び下記の点に留意するとともに都市計画法、建築基準法並びに関係法令に適合した内容のものとする
 - ア 構造その他安全性には、充分配慮すること。
 - イ 意匠は、建物の使用目的に合致したものであること。
 - ウ 材料及び仕上等の選定にあたっては、堅牢をむねとし、将来の保守点検等の難易を考慮すること。特に設備機器については特注品を避けること。
 - エ 工事費内訳説明書の単価については、組合担当者と十分な打合せを行うこと。また、数量内訳明細書を合わせて作成すること。
 - オ VOC（揮発性有機化合物）含有量の低い家具を選定すること。
 - カ ハートビル法、茨城県ひとにやさしいまちづくり条例の設備基準に沿った計画とすること。
 - キ ライフサイクルコストに配慮した設計とすること。
 - ク 環境負荷低減を図ること。
 - ケ 建設副産物のリサイクルを図ること。
 - コ 構造にかかる重要度係数は、1.0 とすること。
- (2) 計画は、目的の要件を備えるとともに合法的なものとし、工事場所、施工期間及び施工時期も考慮し、適当な構造、仕上を選定すると同時に、工事費に対して適正な設計でなければならない。
- (3) 建築及び設備は、計画当初から綿密な連絡を保ち、設計の完全を期すること。

12 設計資料

- (1) 下記資料について交付を受けることができる。
 - 敷地現況測量図
 - 敷地造成計画図
 - 敷地排水計画図
- (2) 下記資料については、各自用意する。
 - ア 各工事標準仕様書 「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」
 - イ その他、各規準、標準、規定等 「国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」を準用
 - ウ 公共建築数量積算基準 「国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」
内訳書用原稿 茨城県建設工事等施工手続及び監督規定様式5号

13 設計図の作成要領

- (1) 一般事項（建築、設備共通）
 - ア 図面作成にあたっては、重複表現を避け、不明な箇所のないよう注意する。
 - イ 基本事項を決める際には、組合の承認を得る。

ウ 図面は、JIS A 2 版（594mm-420mm）とし、右下隅にタイトル部を設ける。

エ 文字サイズについては、協議の上確認すること。

オ 打合せ用の図面部数については、協議の上提出すること。

カ メーカー指定をせず、一般名を表記すること。

キ 図面編集については、協議の上決定すること。

(2) 一般図

表紙、図面目次、見取図、配置図、面積算定図、特記仕様書

構造配筋基準図、仕上表、平面図、立面図、断面図

矩計図、展開図、天井伏図、キープラン、建具表

(3) 構造図

各階梁伏図、基礎伏図、柱梁リスト、各種配筋図、鉄骨詳細図

(4) 構造計算

建築基準法、同施行令及び建築学会各種構造計算基準による。

(5) 日影図

建築基準法及び茨城県建築基準関係条例、規則による。

(6) 外構計画図（駐車場，駐輪場，進入路等）

外構計画説明書、計画平面図、縦断図、横断図、構造図、排水計画図、サイン設計図

その他必要な図面

14 設備設計図の作成要領

(1) 電気設備の設計

図面目次、見取図、配置図、屋外配線図、送電関係一覧図、

電灯及び動力幹線図、盤展開図、電灯及びコンセント配線図

動力配線図、弱電配線図、火災報知機設備図、各種姿図

変電機器配置図、発電設備図、蓄電池図、接地系統図

避雷針設備図、エレベータ詳細図、

各種計算書

(2) 空調、衛生設備の設計

図面目次、見取図、配置図、屋外配管図、機器詳細図

消火栓及び水槽詳細図、各種系統図、機器一覧表

製かん類詳細図、スリーブ図、配管勾配図、

各種計算書

(3) 電話設備、構内交換機設備図

配置図、中継方式図、機器配置図、MDF 収容図、ケーブル系統図

構内配線図、電話機配置図、線番表

15 設計書（積算内訳書）の作成

- ア 積算業務にあたっては、組合の承認を得た図面で行う。
- イ 内訳書の項目、区分及び単位については、建築標準単価表の項目を基準とする。
- ウ 数量の積算については、建築積算研究会制定「建築数量積算基準」による。

16 業務の処理

- (1) 受託者は、組合担当者の指示に従い業務に必要な調査を行い関係法令に基づいて資料を作成する。
- (2) 受託者は、業務の進捗状況及び業務区分ごとに組合担当者に中間報告をして、その承認を得ること。
- (3) 受託者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、組合担当者と連絡を取り、充分打合せの上、業務の目的を達成しなければならない。
- (4) 組合は、最新の地形測量図、地盤地耐力試験結果報告書及び、業務に必要な資料を受託者に提供する。

17 業務内容の疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じたときは、速やかに組合担当者の指示を受けなければならない。

18 手続書類の提出

- (1) 受託者は、基本設計業務を着手するときは、着手届けとともに、次の手続き書類を組合に提出し、その承認を受けなければならない。
 - ア 業務工程表
 - イ 管理技術者及び照査技術者選（改）任通知書
 - ウ 業務組織計画及び経歴書（任意様式）
 - エ 業務計画書
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - ・業務概要 ・実施方針 ・業務工程 ・業務組織計画及び経歴書
 - ・打合せ計画 ・成果品の内容、部数 ・使用する主な図書及び基準
 - ・連絡体制（緊急時含む） ・使用する主な機器 ・その他
- (3) 各業務を完了したときは、業務完了通知書・目的物引渡書を提出するものとする。

19 設計図書の提出

受注者は、基本・実施各業務が完了したときは、遅滞なく次の設計図書を提出しなければならない。

① 基本設計図書

- (1) 基本設計図 原図 1 部 複写 1 0 部
 - ・案内図配置図

- ・ 平面図立面図断面図
- ・ 仕上表（概略）
- ・ 設備概要図
- ・ 土地利用計画図

(2) 基本設計説明書 製本 10部

- ・ 建築の計画概要
- ・ 設備の計画概要
- ・ 設計経過説明書
- ・ 工事費概要書
- ・ 工程計画概要書
- ・ 日影図
- ・ 協議、手続等概要書

② 実施設計図書

ア 製本図面（原図及び縮小版A3）

イ 設計内訳書及び数量内訳明細書

ウ 設備設計計算書

エ 積算数量算出原稿

オ 構造計算書

カ 納入成果品については、正1部、副1部とし、組合担当者の指示による。

③ 電子納品について

電子納品の対象成果物範囲及び納品方法は協議により決定する。

④ 著作については、霞台厚生施設組合に帰属するものとする。

⑤ その他

20 許認可手続き等

受託者は、組合が行う計画通知、許可申請、その他認可を受けるために必要な資料の作成をしなければならない。なお、受託者は、設計内容については、計画通知その他の法的規定に適合する旨の通知を受けるまで責任を持つものとする。

21 秘密の保持

受託者は、作成する設計図書及びそれに係わる資料並びに組合から提供を受けた関連資料を当該設計に携わるもの以外に漏らしてはならない。特に積算に関する資料については厳重な管理をしなければならない。